

ID: 136

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	廃棄物の処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第117号		
【根拠条文】			
(廃棄物の処理手数料)			
第10条 町の行う一般廃棄物の収集及び運搬処分に関し占有者から徴収する手数料は、次のとおりとする。			
(1) ごみ			
従量制(町が指定するごみ袋)			
	袋の種類	金額	備考
	大(650mm×850mm)	350 円	10 枚につき
	中(630mm×750mm)	300 円	〃
	小(455mm×650mm)	250 円	〃
【基準】			
根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日